

この製品保証の基本方針(以下、「保証」といいます)は、株式会社グラビトン(以下、「Graviton」と称す)の製品の保証について明確にすることを目的としています。

## 第1条:保証対象製品

当該基本方針により保証の対象となる製品は、Graviton が製造および販売する製品 (以下、「製品」といいます) です。本製品に使用されている他社により製造された製品および/または電池などの消耗品は保証の対象外となります。

## 第2条:保証期間

製品の保証期間:請求書記載の日付けから1年間です。

製品によっては特例期間がございますので、詳細については営業担当者までお問い合わせください。

下記第3条の記載に従って修理または交換された製品の場合、保証期間は、元の製品の出荷日にさかのぼって適用されます。したがって、それは1年以内となります。

## 第3条:保証範囲

上記第2条で定義された保証期間中に、Gravitonが顧客から欠陥の通知を受け取り、そのような欠陥が Graviton に責任があることが判明した場合、Graviton は、Graviton の RMA(Return Merchandise Authorization:一定の期間・基準の範囲内で、破損・故障した製品を代替品と交換する保証制度) 手順に従って製品を保証します。

保証は、欠陥があることが証明された製品の修理または交換のいずれかの選択で、無償で実施されます。

交換は、新品または新品同様のいずれかで行われます。

## 第4条:保証対象外の場合(保証適用対象外)

4.1 Graviton は、以下の場合、製品を保証しません。

4.1.1 お客様が本製品を取扱説明書および事前に合意した調達仕様書に記載されていない不適切な方法で使用したことに起因するトラブル。

4.1.2 製品が動作する機器、システム、ソフトウェアに起因する障害。

例えば、FCレセプタクルのネジをお客様で緩めていただいたことに起因するトラブルも含まれます。

4.1.3 お客様による改造・修理に起因する故障。

4.1.4 消耗品の交換など、取扱説明書に記載された保守を怠ったことによる故障。

4.1.5 出荷時の技術や科学の基準では予測できなかった故障。

4.1.6 トラブルが不可抗力によって引き起こされた場合。

不可抗力には、天災、政府当局の行為または命令、停電または異常電圧、火災、洪水、台風、津波、または地震、戦争(宣言されているかにかかわらず)、反乱、暴動、ストライキ、またはロックアウト。

4.2 Graviton は、第2条に記載されている欠陥、および/または条項4.1.1 から 4.1.6 に記載されているトラブルによって引き起こされる二次的なトラブルを保証しません。

この保証に関するご質問は、下記の販売担当者にお問い合わせください

株式会社グラビトン

相馬 信二

E-mail : [soma@graviton.co.jp](mailto:soma@graviton.co.jp)

改定:2025年04月04日(改定版施行日)